

～災害に備えて～

災害時要援護者の登録を受け付けています

福崎町では、災害が発生した時やその恐れがある時に、手助けが必要なお年寄りや体の不自由な方（災害時要援護者）に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの支援を地域の方にお手伝いしていただく取り組みを進めています。

地域における災害時の支援を希望する方は登録申請を行ってください。



◆支援の内容◆

「災害時要援護者個別支援計画」を作成し、地域支援者等を決めます。

避難情報等が出た時に、地域支援者から教えてもらうことができます。

避難が必要な時に、地域支援者に避難場所まで誘導または連れて行ってもらえます。

※災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方（地域支援者）が責任を負うものでもありません。

◆対象となる方◆

- ①一人暮らし高齢者（65歳以上） ②高齢者世帯（70歳以上）
- ③寝たきり高齢者（65歳以上） ④認知症高齢者（65歳以上）
- ⑤身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）
- ⑥①～⑤以外で、避難などに地域の方の支援が必要な方

※施設や病院等に入所・入院されている方は対象になりません。

◆登録申請◆

支援を希望する方は、役場健康福祉課へ申し出てください。

「登録申請書兼個別支援計画」に必要事項を記入いただきます。

※記入した情報を地域へ提供することについて、同意が必要です。

◆地域への情報の提供◆

提供いただいた情報については、避難支援のみに使用しますが、町関係各課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の支援者及び自治会、自主防災組織で共有させていただきます。

問い合わせ先 健康福祉課（内線351）

コイヘルペスウイルス病 まん延防止について

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内水面漁場管理委員会から次の指示がありました。ご注意ください。

- 県内の河川等からコイを持ち出して他の水域に放流することを禁止する。
- 県内の河川等にコイを放流するときは、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査等により、そのコイがコイヘルペスに感染していないことを確認する。
- コイの生死を問わず、河川等へのコイの投棄を禁止する。

指示の期間 平成24年12月31日まで

（注）指示に違反した場合は、漁業法にもとづいて罰せられることがあります。

◎コイヘルペスウイルスは、コイだけに感染するウイルスで、人体にはまったく影響がありません。（産業課）

商工会青年部長 1日警察署長に！

福崎町商工会青年部の後藤優佳部長が、兵庫県で唯一指定された「現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業実施団体」の代表として、年末特別警戒活動発隊式で福崎警察署の1日警察署長を務めました。

今後も、福崎警察署と協力し、模範となるよう積極的な地域貢献活動を展開していきます。（福崎町商工会）



緊急雇用創出事業 アルバイト募集



緊急雇用創出事業は、国の「緊急雇用創出特別交付基金」制度を活用して行われるもので、離職を余儀なくされた方などに対して、町が直接雇用を行い、次の雇用までの短期の就業・雇用機会を創出する事業です。

仕事内容 山林などの町有地の立木伐採・除却搬出作業など

募集対象者

上記の作業を経験したことがあり、草刈機・チェーンソー・軽トラック・2tダンプなどの機械を持っている方で、離職を余儀なくされた方・失業中の方など

採用期間 2月から2～3か月（仕事内容や採用人数により変わります）

賃金 時給1,000円～1,400円

勤務時間 9:00～16:00の間

申込期限 1月20日（金）

申込方法 役場に備え付けの申込用紙に履歴書を添付して、企画財政課へ提出してください。

問い合わせ先 企画財政課（内線231）



「ありがとう」は魔法の言葉

福岡小学校6年

山岸優美

ぼくは、『ありがとうは魔法の言葉』という本を夏休みに読んだ。この本は、小学6年生の今のぼくには、すごく難しい本だと思った。

ぼくがなぜこの本を読むことにしたのかというと、それはお兄ちゃんの部屋の本棚をじつと見ていて、表紙の『ありがとうは魔法の言葉』という所にひかれたのだ。この本の中には、「ありがとうがとう」の言葉は不思議な力がある。「ありがとう」は、「快の言葉」と書かれていた。

どんな時に、「ありがとう」っていう気持ちになるのかを考えてみた。

友だちに、いつも仲よくしてくれて「ありがとう」。
お母さんに、ぼくがソフトボールの試合の日、朝早くにお弁当を作ってくれて「あり

がとう」。

お父さんに、いつもおそくまで家族のために仕事をしてくれて「ありがとう」。

お兄ちゃんに、いつもキャッチボールをしてくれて「ありがとう」。

妹に、いつもぼくのソフトボールに付き合ってくれて「ありがとう」。

ぼくには、「ありがとう」と思う時が本当にたくさんあった。

「試しに、今こゝで、『ありがとう』と言ってみてください。言ったしゅん間から、あなたの表情は和やかに、優しくなっていくます。」

と本に書いてあったので、言ってみた。

少しにんまりとした顔になった。怒った顔で、「ありがとう」とは言わないと思う。

確かに「ありがとう」と言われて嫌な気分になることはない。どちらかというと、言われて嬉しい気持ち、明るい気持ちになるかな。「ありがとう」は人に感謝する時に使う言葉だ。本当にふしぎな言葉だと思う。

「ありがとう」パワーはすごい。人の心まで優しくしてくれる。ぼくも、だれに対しても、素直に「ありがとう」が言える人になりたい。

「人に感謝するたびに、『ありがとう』貯金が増えていく」と書いてあったので、これか

らごんごん「ありがとう」貯金を増やしたい。ぼくは、たくさん「ありがとう」を言おうと思う。

「ありがとう」は、本当にいい言葉で、魔法の言葉だ。ぼくは、この本の筆者が伝えたかったことが少しだけわかったような気がする。数年後、ぼくが成長したらもう一度この本を読んでみようと思う。

東日本大しん災から考えたこと

田原小学校6年

齋藤くるみ

3月11日、東日本大しん災がおこってから、わたしは何度も悲しいニュースを見ました。でも、悲しいニュースだけでなく、心温まるニュースも見ました。

それは、被災された人々をさまざまな人が応援しているニュースです。炊き出し、チャリティーライブなど、みんな方法はちがうけど、東北の人たちを応援しようと、いろいろけんめいでした。

そのなかでも、わたしが一番びっくりしたのが、小学生が活動していたことです。その小学校は、募金だけでなく、食べ物、節水、大切にする、日頃の生



福岡東中学校3年
大西穂乃香



八千種小学校6年 木村拓己

活でもがんばっていました。

それに、1か月だけとかではなく、継続して活動していました。わたしは、小学生でもやる気があればできるんだなと思うと同時に、わたしもがんばらないと、と思いました。

でも、それと反対の、悲しいニュースも聞きました。それは、原子力発電所に近い、福島などから転校してきた子どもが、いじめられているというニュースです。

みなで東北を応援しようという時なのに、そんなことが起こっているなんて、びっくりしました。

『人は支え合うことも、傷つけ合うこともできる生き物だ。』こんな言葉を聞いたことがありますが、まさにこれだと思いました。わたしは、こんな時に傷つけ合う力ばかり使っている、間違っていると思います。

今回のことに限らず、みんな支え合う力を使えばいいのになあと思いました。

人権標語

背を向けず 見つめてみよう
心の声

福岡東中学校3年
藤本康平

さしのべる 君のその手の
おもいやり

福岡西中学校3年
村岡快人

「ありがとう」その一言に
ありがとう

田原小学校6年
三村 捺

生活科学 センター だより

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



ギフト券の有効期限

〔相談〕

退職のお祝いにと花屋のギフト券を1万円分もらった。1年後に使おうと思ったら有効期限があり、3か月ほど過ぎてしまった。期限切れの券は使えないのか。

また、1年未満の有効期限に問題はないのか。

(50歳代女性)

〔処理〕

ギフト券の発行元に問い合わせると、「ギフト券を取り扱っている花屋には、3年以上の有効期限のあるものを販売するようにと指導している。購入先がわかれば指導する。」とのことでした。相談者にとっては頂き物でしたが、何とか購入店を調べてもらいました。

センターが交渉し、有効なギフト券と交換してもらうことができました。

アドバイス

今回の相談のギフト券やデパートの商品券、結婚式の引き出物として利用するカタログギフト券などは、「資金決済に関する法律」で規制されています。法律では有効期限についての規定はありませんが、有効期限が設定されているギフト券などは、期限内に使用しないと使えなくなるのが通常ようです。

しかし、発行元の厚意により、有効な券と交換や払い戻し可能な場合もあるので、廃棄する前に一度問い合わせてみることをお勧めします。

また、商品券やギフト券の利用が廃止されることがあります。この場合、有効期限内であっても使えなくなるので注意しましょう。廃止される場合は、利用できるお店などの目につきやすい場所に掲示

されます。

その他に、次のところから情報を得ることが出来ます。

○国民生活センターホームページ「使えなくなる商品券やギフト券などの確認を」
○金融庁ホームページ「商品券(プリペイドカード)の払い戻しについて」
○消費者庁ホームページ

「手元にある商品券などは、なるべく早く使う」ことを心がけたいものです。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、

生活科学センターへ

(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

生活科学センターは、文化センターの敷地内にあります。
(月曜日は休館日)

1日教室 くらしのゼミナール

福崎町特産もちむぎ商品を
活用した献立を作ります。

日時 1月25日(水)
9:30～12:30

場所 生活科学センター
講師 もちむぎ生産組合員

材料費 実費

募集人数 20人

申込締切

1月20日(金)

申込先

生活科学センター

☎22-4977



食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

PTA・生産者の取り組み 「もちむぎ粉のすいとん」

福崎町では、食育推進計画にもとづき、学校での教育活動を通して、生産者との交流、地元農産物への理解を深めるとともに、地産地消の推進と食育の普及啓発活動を行っています。

その一環として、昨年12月16日に福崎西中学校で、

マラソン大会の後、生徒たちに福崎町特産のもちむぎ粉を使った「すいとん」がふるまわれました。

当日は、PTAの

役員が、もちむぎ生産組合のみなさんの協力を得て、昔なつかしいすいとんを調理しました。すいとんの具には、町の学校給食に使用されている(株)八千種営農が生産した大根、人参、里芋などをふんだんに使用しました。

約300人の生徒たちは、500食を完食し、「すいとんはもちもちしておいしかった。」「もちむぎ粉のこんな食べ方があるなんて知らなかった。」「中学校の近くでもち麦がつくられていることがわかってよかった。」「野菜がたくさん食べられて元気になった。」など、それぞれに地域の食材、地域の農業への関心が深まったようです。

このような取り組みを通して、伝統的な食文化や郷土料理、地域の食材に興味や理解が深まるとともに、食の安全安心への関心がより一層深まることを願っています。

*すいとん(水団)は、粉の生地を手でちぎる、手で丸めるなどの方法で小さい塊に加工し、汁で煮込んだ日本の郷土料理



「譲りあい感謝マーク」を配布します

内部障害や難病など配慮の必要なことが外見からわかりにくい人がいます。

「譲りあい感謝マーク」は、そうした方々が外出する際に身につけることにより、バスや電車での座席の譲りあいをはじめ、周囲の人々が配慮を示しやすくするなど、障害や難病を抱える方々の社会参加を応援し、みんなに優しい環境づくりを進めていくというものです。

このたび、このマークを使用したピンバッジ及びキーホルダーを有償で配布します。



配布対象者

身体障害者手帳所持者または特定疾患医療受給者証所持者及び兵庫県難病団体連絡協議会加盟団体の会員

取り扱い・問い合わせ先

福崎町身体障害者福祉会
(福崎町社会福祉協議会内)
☎23-0300 FAX23-0322

平成24年経済センサス活動調査にご協力を

経済センサスは全国すべての企業・事業所が調査の対象です。

1月下旬から、事業所等に調査員が伺い、調査票を配布、回収します。

調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。

どうぞご協力ください。

総務省・経済産業省

問い合わせ先

企画財政課
企画係
(内線232)

ピルくんとケイちゃん

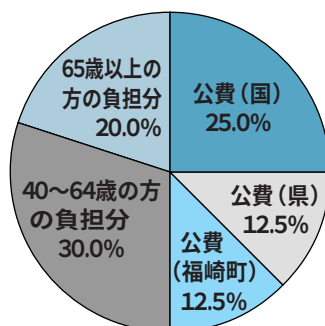


介護保険からのお知らせ

介護保険給付費について

介護保険では、サービスを受けられた場合、1割を本人負担で、9割を介護保険料と国・県・町でまかっています。

この9割分(介護給付費)について最近の状況を報告します。



●介護保険給付費年間支払状況

平成20年度	平成21年度	平成22年度
935,765,706,000円	1,020,107,115,000円	1,052,453,046,000円

平成22年度までは、1か月で90,000,000円を超える月は少なかったのですが、今年度に入り、給付費は大きく増加しています。

大きな要因としては、訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)などの利用者が増えたためです。

介護保険料の見直しを今年度中に行うこととなっており、事業計画を現在策定中ですが、このままできると保険料に大きく影響がでそうです。

保険料については、決まり次第、広報でお知らせします。

●平成23年度の給付費支払状況(4~10月)

4月	5月	6月	7月
94,673,626円	95,123,948円	97,468,721円	99,885,661円
8月	9月	10月	
98,949,396円	96,835,259円	100,073,126円	

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線353)

要介護認定者の障害者控除対象者認定書交付のお知らせ

所得税法や地方税法では、所得申告する本人または扶養親族等が障害者に該当する場合、『障害者控除』として一定金額を所得から控除することができます。

この障害者控除の対象となる人は、一般的には、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持っていなくても「年齢が満65歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が前記の人に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人」も、障害者控除を受けることができます。

この判定は、介護保険の要介護度や訪問調査等でお聞きした内容をもとに行います。

(要介護認定を受けているからといって、必ずしも障害者控除の対象になるとは限りません。)

確定申告に必要と思われる方は、事前に役場健康福祉課介護保険係に申請してください。認定された方には、後日、認定書を交付しますので、確定申告時に提出してください。

確定申告時に障害者控除対象者認定書を提出しないと障害者控除は認められません。

問い合わせ先

健康福祉課 介護保険係(内線353・354)